

お知らせ（調）002

令和2年4月7日

調剤行為マスターの改定について

本年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき、調剤行為マスターの項番20「減算対象行為区分」を変更（2コード）した同マスターを公表しましたのでお知らせいたします。

なお、変更内容につきましては、別紙を参照願います。

別紙

「減算対象行為区分」の変更（変更区分：5）

調剤行為コード	調剤行為名称	項番20：減算対象行為区分	
		変更後	変更前
460000980	調剤基本料減算（100分の80）	0	4
460001080	調剤基本料減算（100分の80・100分の50）	0	4